

# 業務委託特記仕様書

業務名：平成29年度 総合交付金都市再生事業 佐久平駅南1号線ほか 道路設計業務  
箇所名：佐久市岩村田字上樋橋ほか（佐久平駅南地区）

## 1 一般事項

- (1) この特記仕様書に基づいて行う設計業務は、佐久都市計画事業佐久平駅南土地区画整理事業（施行者：佐久平駅南土地区画整理組合）の施行区域内（一部区域外あり）において、市が施行する佐久平駅南1号線、佐久平駅南2号線、区20-1号線の実施設計に必要な数量計算を除く道路詳細設計を行うものである。なお、「平成29年度 樋橋土地区画整理事業 開発支援調査業務」の土地区画整理事業基本設計成果（道路予備設計程度）及び別途発注している「平成29年度 総合交付金都市再生事業 佐久平駅南1号線ほか路線測量業務」の測量成果等を元に、佐久平駅南土地区画整理組合が今後実施する換地設計、区画道路設計、造成設計等と整合を図りつつ、道路詳細設計業務等を実施することとし、以下に特に留意すること。
- ✓ 佐久平駅南土地区画整理組合により、今後決定される土地利用計画との整合を図った取付道路交差点設計のほか、側溝の位置及び必要断面（兼用側溝を含む）の検討、電線共同溝計画について検討すること。なお、電線共同溝の設計では、大型案内標識等の概略位置を検討したした上で、手戻りの生じることのないよう計画を進めること。
  - ✓ 幅員構成（計画交通量のほか、幅杭位置を含む）は、過去の成果より既に決定しているが、舗装構成については、CBR 試験結果（「平成28年度 樋橋土地区画整理事業 開発支援調査業務」の成果）をもとに最適案を再検討するとともに、都市部の道路としての街並みに配慮した施設計画を検討すること（インターロッキング舗装等）。
  - ✓ 上下水道のほか、電線類等各種埋設物の占用位置、土地区画整理組合で設計を行う雨水管渠について、各事業者との調整結果を踏まえ設計に反映させること。
  - ✓ 交差点解析を含む付加車線等の交差点設計については、大型商業施設の進出時期、規模等が現時点において定まらないことから本業務では実施しないが、過去の成果品による交差点計画を反映させること（県道及び国道との交差点を含む）。
  - ✓ 佐久平駅南2号線に接続する市道02-492号線の取付道路及び付替水路の設計は佐久平駅南2号線の道路詳細設計に含むものとする。
- (2) 受託者は、委託契約書、設計図書、本特記仕様書、長野県建設部「設計・測量・調査業務委託関係集」、業務打合せ書、関係法規等を尊重し、監督員の指示を受け、正確に履行しなければならない。
- (3) 受託者は、業務内容及びその成果を発注者の承認を得ずに第三者に知らせてはならない。
- (4) 現場への立ち入りは、監督員に確認後とする。なお、第三者の土地への立入りは、発注者より地権者への通知後に行うものとする。監督員の承諾なくして、第三者に損害を与えたときは、受託者において解決するものとする。

- (5) 契約後、管理技術者・照査技術者を報告すること。
- (6) この特記仕様書に定めのない事項、または、疑義が生じたときは、監督員に別途協議するものとする。

## 2 積算について

業務価格は、それぞれ1万円止めとする。(設計業務は、一般管理費で調整を行っている。)

## 3 業務内容

### (1) 道路詳細設計

- ア 設計計画及び施工計画
- イ 現地踏査
- ウ 平面縦断設計
- エ 横断設計
- オ 道路付帯構造物・小構造物設計
- カ 仮設構造物・用排水設計

用排水設計においては、土地区画整理事業地内であることから、区域内すべてを流域面積とした水路断面とするが、道路事業者(市)と土地区画整理事業者(組合)とのアロケーションにより整備をする予定であるので、貸与資料をもとに費用負担の考え方を取り纏めること。

- キ 設計図
- ク 照査
- ケ 報告書作成

なお、設計条件は以下を想定している。

- ・単区間あたりの設計延長
  - 全 体 : 1.36 k m
  - 佐久平駅南1号線 : 0.45 k m
  - 佐久平駅南2号線 : 0.56 k m
  - 区 20-1 号線 : 0.35 k m
- ・平地
- ・1～2車線
- ・単断面
- ・暫定計画なし
- ・歩道設計あり
- ・取付道路、付替水路、横断管渠いずれかあり
- ・道路環境関連施設設計なし
- ・特殊法面設計なし
- ・工区ごとの成果品分割なし
- ・路床入替及び車線変更に対する設計あり

また、道路詳細設計の積算にあたり、下記路線（設計延長 0.5 k m未満）においては、市の独自基準として以下に示す補正係数及び計算式を使用している。

- ・佐久平駅南 1 号線

$$\text{設計歩掛} = \text{標準歩掛} \times (0.5 \times 0.45 + 0.45) = \text{標準歩掛} \times 0.675 \text{ (設計延長補正)}$$

- ・区 20-1 号線

$$\text{設計歩掛} = \text{標準歩掛} \times (0.5 \times 0.35 + 0.35) = \text{標準歩掛} \times 0.525 \text{ (設計延長補正)}$$

## (2) 電線共同溝予備設計

- ア 設計条件の整理検討（概略事業費の算出を含む）
- イ 平面・縦断線形設計
- ウ 管路部設計
- エ 特殊部設計
- オ 地上機器部設計
- カ 概算工事費算出
- キ 関係機関との協議用資料作成
- ク 照査
- ケ 報告書作成

なお、設計条件は以下を想定している。

- ・設計延長

項 目	佐久平駅南 1 号線	佐久平駅南 2 号線	区 20-1 号線
ア 設計条件の整理検討	900m (両側歩道)	1,120m (両側歩道)	700m (両側歩道)
イ 平面・縦断線形設計	0m*	0m*	350m (西側歩道) *
ウ 管路部設計	0m*	0m*	350m (西側歩道) *
エ 特殊部設計	0m*	0m*	350m (西側歩道) *
オ 地上機器部設計	0m*	0m*	350m (西側歩道) *
カ 概算工事費算出	0m*	0m*	350m (西側歩道) *
キ 関係機関との 協議用資料作成	0m*	0m*	350m (西側歩道) *
ク 照査	0m*	0m*	350m (西側歩道) *
ケ 報告書作成	0m*	0m*	350m (西側歩道) *

※検討経過及び佐久平駅南土地区画整理組合による土地利用の検討結果により設計延長を変更する場合がある。

- ・計画道路（区画整理地内道路含む）

市街地（D I D地区）以外の地域又は計画道路（区画整理地内道路含む）

## (3) 打合せ

業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義をただすものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

#### ア 打合せ（道路詳細設計）

打合せは、業務着手時 1 回、中間打合せ 5 回、成果品納入時 1 回の計 7 回を計上している。なお、新たな業務が発生しない限り、打合せ協議は変更の対象としないので、電子メール等を用いて効率的な説明が出来る様にする事。

#### イ 打合せ（電線共同溝設計）

打合せは、業務着手時 1 回、中間打合せ 5 回、成果品納入時 1 回の計 7 回を計上している。なお、新たな業務が発生しない限り、打合せ協議は変更の対象としないので、電子メール等を用いて効率的な説明が出来る様にする事。

#### ウ 関係機関打合せ協議（電線共同溝設計）

中部電力、NTT、公安委員会（信号ケーブル）、ケーブルテレビ、佐久水道企業団、佐久市下水道課の計 6 機関を計上している。なお、受注者は、各事業者間とのヒアリングにあたり直接的な関与を図ること。（再委託はできない）

### 4 貸与品

本業務の実施にあたり、資料を貸与する場合は、受注者の責任をもってこれを管理し、紛失、汚損の内容に万全の注意を払うとともに、本業務以外に利用してはならない。また、貸与する資料等は、使用後または業務終了後速やかに返納すること。

（貸与品）

- ・平成 28 年度 樋橋土地区画整理事業 開発支援調査業務 成果（CBR 試験等）
- ・平成 29 年度 樋橋土地区画整理事業 開発支援調査業務 成果（土地区画整理事業基本設計、街区測量）
- ・平成 29 年度 総合交付金都市再生事業 佐久平駅南 1 号線ほか 路線測量業務 成果※履行期限を平成 30 年 11 月 30 日としている。佐久平駅南 1 号線及び佐久平駅南 2 号線は、平成 30 年度の水田耕作前に路線測量を行い、区 20-1 号線は、平成 30 年の稲刈り終了後に路線測量を行う予定としている。

### 5 その他

- （1）佐久平駅南土地区画整理組合は、別途、土地利用の調整及び区画道路や造成の実施設計、換地設計等業務を発注する予定であり、概ねの土地利用及び換地（区画道路の位置等）を確定させ、平成 30 年夏～秋頃仮換地指定を行う予定である。土地区画整理事業の進捗状況により、契約工期を延長する場合がある。また、区 20-1 号線の線形は、佐久平駅南土地区画整理組合による土地利用の調整により、「平成 29 年度 樋橋土地区画整理事業 開発支援調査業務」の土地区画整理事業基本設計成果から変更となる可能性があるため、本業務内容を変更する場合がある（変更協議対象）。
- （2）佐久平駅南 1 号線及び佐久平駅南 2 号線は、佐久都市計画道路として平成 30 年 2 月に決定済である。
- （3）関連業務の受託者とは連絡を密にし、お互いに協力をして業務を進めること。
- （4）本業務は所定の図書を提出し、検査に合格した時をもって完了とする。本業務の完了後に

- 誤りを発見した時は、係員の指示に従い速やかにその誤りを修正しなければならない。
- (5) 受託者は、監督員の求めがあった場合は、業務の完了前であっても成果品の一部を提出することとする。
  - (6) 請負代金額 100 万円以上（税込み）の設計業務、地質調査業務、測量業務ならびに補償コンサルタント業務については、テクリス（一般財団法人 日本建設情報総合センター）への登録を行うこと。
  - (7) 本業務の予算は、明許繰越（翌債承認）によるものである。

## 6 成果品について

- (1) 成果品については、2部提出とする。
- (2) 図面等の縮尺については、その都度監督員と協議する。
- (3) 路線別に取りまとめるものとする。
- (4) 成果品は前述するものの他に、必要と認めたもの及び本業務中に発生した検討書等とする。
- (5) 成果品については紙ベースのほか、電子データ（フォーマットは監督職員と協議による）も提出すること。なお、電子データは以降修正設計を実施した場合の作業効率性を配慮した成果物とすること。（発注者が認めるレイヤ構成、設計内容とし、修正が困難である部品貼付け等は避けること。）また、土木設計業務等の電子納品要領によらないため、電子成果品作成費は計上せず、印刷製本費を計上している。
- (6) 印刷製本費は以下により算出する。

$$\text{印刷製本費（円・1冊当り）} = ((10 - 0.5X^{\ast}) (\%) \times \text{直接人件費（円）}) / 6$$

ただし、

X:直接人件費（百万円（小数第2位（3位以下四捨五入））

なお、直接人件費の上限は1千万円とし、その際の費用の上限・下限を、それぞれ 80,000円、10,000円とする。

印刷製本費は千円未満切り捨てとする。